

第2回人権救済条例見直し検討委員会の開催結果概要について

平成18年6月16日

人権推進課

1 日時等

日時 6月10日(土) 午後1時45分から午後3時45分まで

場所 鳥取市末広温泉町「白兔会館」

その他 委員会は公開。傍聴者は約20人

2 議事

(1) 議事録の作成について

今後の議事録の作成について協議し、委員会で議論された論理を明確に記録すべきであるので、議論の要約整理とすべきこと、したがって発言者名は必要ないことが決定された。

(2) 人権について

ア 憲法の人権規定を私人間に適用することは通説、判例でもあり、国や自治体等において既に私人間の人権を前提とした施策は多くあるが、日常会話の人権をそのまま法の世界に持ち込めば問題が生じるということが人権の個別救済において改めて論じられており、本委員会ではこの点を検討するものとの説明が会長から行われた。

イ 意見要旨

(会長) 本委員会では、広い意味の人権のどのような侵害が県内で発生しているのか、行政が個別に私人間に関わって救済を図る必要があるのか、必要がある場合どこまで救済を図るのかということ個別に論点を積み上げていくものとする。

国内人権機構の権限、責務等の指針を示したパリ原則は、救済制度の改善、国際的条約の周知、人権教育プログラムの開発遅延などを国内人権機構が指摘して救済制度にインセンティブを与えることに基本的な目標をおいている。個別救済が必要なのか、パリ原則の基本的なところを中心に考えるべきか検討すべき。

(3) 人権救済制度の状況について

ア 事務局からの聞取調査結果説明を交えて、高齢者の人権救済を中心に議論され、次のとおり合意された。

事務局調査は、これまでの分野の設定に従って代表的なものをいくつか調査したものでそもそも十分なものではなく、必要性に応じて今後聞取調査が必要であり、法務局をはじめ委員が聞取調査を行うことも企画する。

委員会の聞取調査は、相手方からの非公開の要望があれば非公開とすべき。

次回以降引き続き個別の分野の検討を行うこととし、次回は女性の人権を中心に検討する。人権問題を専門に扱ってきた憲法学者等に話を聞く機会を設ける。

イ 事務局の聞取調査は、
既存の救済制度の県内の状況を把握する端緒として、
1ヶ月の時間内で
特定問題に偏らないよう8分野にわたって
(高齢者、女性、子ども、外国人、同和問題、障害者、消費者、労働者)
人権救済に携わっている県・市町村の機関、民間団体など10の機関・団体から
発生している人権侵害、実施されている救済制度、救済の隘路を聞取調査したもの。

ウ 意見要旨

高齢者、児童虐待やDVなど立法によって既に救済システムがある。国の制度によって救済されていないものを個別救済することは、県の役目ではなく、個別救済にはカウンセラーを雇うなどが必要で、国の制度とは別に個別救済を行うのは非効率。

虐待が家庭内で起こるので行政が関わりにくいことは、人権救済機関ができたからといって解消されない。発見して職権で関わっていく、早い段階で虐待認定し救済する別のモデルが必要。

パリ原則のように、国からも行政からも独立した機構が提言していく必要があり、そのための制度づくりは自治体でも工夫すればできる。

施設の対応で理不尽な経験をされている人からの相談は、多くはないが実際にある。鳥取県福祉サービス運営適正化委員会には強制力がない。しかし、条例が必要かどうか現時点では即断できない。

国に任せるだけでなく、国の制度で救済されていないものに県で対応する必要はある。

法がありながら隙間があるときは条例で埋める必要はなく、行政に働きかければ良い。差別行為を規制できるかどうかが大変。

被害の声を上げにくいのが現実と思われるので、アンケートを行った方が良い。虐待は勧告では救済できず、調整機能が必要。結論的には条例が対象とするのは差別だけと思う。

(事務局) 今回の調査は極僅かで、当事者でもない。更なる聞取対象や委員の直接聞取も検討頂きたい。

調査事例の全部を一つの制度で扱うのは、不可能、不適當。全部人権侵害という名前をつけて扱う必要もないし不適切。

侵害事例に具体性がなく、憲法のどの条文に該当するか、また差別か否か判断できない。

調査結果からは対応すべき問題は障害者や外国人、消費者の問題に収斂できる。

調査には刑務所、生活保護の問題もなく、この調査は一部に過ぎない。ストーカーには当たらない近所の人間関係での嫌がらせなど、条例の対象となるものが入っていない。

(4) 次回の開催について

今回は、女性の人権の侵害について検討すること、日程は事務局で調整することが決定された。